

価格改定に伴う初期契約解除制度について

初期契約解除制度のご案内

・弊社とご契約いただいているお客様は、「価格改定（契約基本料の導入）のお知らせ」ハガキの発行日から起算して14日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができます。

（通常は8日を経過するまでの間とされていますが、郵便事情等を考慮し、14日間としています。）

・解除の効力は、書面を発した時点で生じます。契約の解除が行われた場合の扱いは、以下のとおりです。

- ① 損害賠償または解除金を請求されることはありません。
- ② ただし、本契約の解除までの期間に提供を受けたサービスの料金、事務手数料、ならびに既に実施された標準工事費、引込工事費およびオプション工事費は請求されます。

なお、事業者による初期契約解除制度の説明誤り、または交付された書面に初期契約解除制度の記載がなかったことにより、お客様が14日を経過するまでに契約を解除できなかった場合、事業者が新たに発行する正しい書面を受領した日から14日を経過するまでの間は、契約を解除することができます。

【本件についてのお問い合わせ先・書面を送付いただける宛先】

下記の連絡窓口宛てにお願いします。

【契約解除書面にご記載いただく内容】

- ① ご住所
- ② ご契約者名（フリガナ）
- ③ 電話番号
- ④ 価格改定（契約基本料の導入）のお知らせハガキの発行日
- ⑤ 契約者番号（お分かりの場合のみ）
- ⑥ 営業担当者名（お分かりの場合のみ）
- ⑦ 解除したいサービス内容
- ⑧ 「本契約を解除します」の文言

今回の価格改定に伴う適用期限

お客様にお送りしたお知らせハガキの発行日より14日間を期限といたします。



この辺りに記載されている発行日から14日間が期限です。

注意事項

・対象外サービス

ケーブルプラス電話、ケーブルラインサービスは、初期契約解除制度の対象外となっております。

・機器のご返却

初期契約解除制度を利用される場合、当社より貸与または提供された機器は、すみやかにご返却ください。

お問い合わせ・FAQ

本件に係るお問い合わせは、こちらからお願いいたします。

▶フリーダイヤル 0120-438-481 【月～金】9:30～17:30【土・日・祝】9:30～12:00、13:00～17:30